

新たな熱中症対策についてご確認ください



労働安全衛生規則第612条の2

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うとき（①）は、あらかじめ、当該作業に従事する者（②）が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備（③）し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知（④）させなければならない。

2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め（⑤）、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知（④）させなければならない。

① 「熱中症を生ずるおそれのある作業」について

「暑熱な場所」とは、湿球黒球温度（WBGT）が28度以上又は気温が31度以上の場所をいい、必ずしも事業場内外の特定の作業場のみを指すものではなく、出張先で作業を行う場合、労働者が移動して複数の場所で作業を行う場合や、作業場所から作業場所への移動時等も含む（ただし、休憩時間を除く）趣旨である。また、「暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業」とは、上記の場所において、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれる作業をいう。なお、非定常作業、臨時の作業等であっても上記の条件を満たすことが見込まれる場合は対象となる。

【確認方法】原則として、作業が行われる場所で湿球黒球温度又は気温を実測することにより判断する必要があるが、例えば、通風のよい屋外作業について、天気予報（スマートフォン等のアプリケーションによるものを含む。）、環境省の運営する熱中症予防情報サイト等の活用によって判断可能な場合には、これらを用いても差し支えない。

② 「当該作業に従事するもの」について

労働者だけでなく、労働者と同一の場所において当該作業に従事する労働者以外の者（一人親方作業員など）を含むもの。

③ 「報告体制」について

熱中症を生ずるおそれのある作業が行われる作業場の責任者等報告を受ける者の連絡先及び当該者への連絡方法を定め、かつ明示することにより、作業者が熱中症を生ずるおそれのある作業を行っている間、随時報告を受けることができる状態を保つことが含まれるものである。また、積極的に熱中症が生じた疑いのある作業者を早期に発見する観点から、責任者等による作業場所の巡視、2人以上の作業者が作業中に互いの健康状態を確認するバディ制の採用、ウェアラブルデバイスを用いた作業者の熱中症のリスク管理、責任者・労働者双方向での定期連絡やこれらの措置の組合せなどが推奨される。

④ 「周知」について

報告先等が作業者に確実に伝わる必要がある。その方法には、事業場の見やすい箇所への掲示、メールの送付、文書の配布のほか、朝礼における伝達等口頭によることがあり、原則いずれでも差し支えないが、伝達内容が複雑である場合など口頭だけでは確実に伝わることを担保されない場合や、朝礼に参加しない者がいる場合なども想定されるため、必要に応じて、複数の手段を組み合わせる行うこと。



⑤ 「手順の作成」について

「身体の冷却」としては、作業着を脱がせて水をかけること、アイスバスに入れること、十分に涼しい休憩所に避難させること、ミストファンを当てること等の被災者を体外から冷却する措置のほか、アイスラリー（流動性の氷状飲料）を摂取させる等の被災者を体内から冷却する措置が挙げられる。「熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順等」は熱中症の重篤化を防止する観点から、事業場の体制や作業実態を踏まえて合理的に実施可能な内容とする必要がある。手順等の作成に当たっては、作業場所及び作業内容の実態を踏まえて、事業場独自の手順等を定めて差し支えない。

その他留意事項

- 建設現場にみられるような混在作業であって、同一の作業場で複数の事業者が作業を行う場合は、当該作業場に関わる元方事業者及び関係請負人の事業者のいずれにも措置義務が生ずる。この場合の作業者に対する周知の方法として、各事業者が共同して1つの緊急連絡先を定め、これを作業者の見やすい場所に掲示することや、メールでの送付、文書の配布等が考えられる。
- 労働安全衛生規則第614条の「著しく暑熱、又は多湿の作業場」において休憩設備を設ける場合には、直射日光を遮る、冷房設備を設置する、ミストファンを使用する等により、休憩設備の内部の温湿度を低下させる措置を講ずることが望ましい。
- 熱中症を生ずるおそれのある作業が行われる場合には、労働安全衛生法第59条第1項に基づく雇入れ時等の安全衛生教育及び同法第60条に基づく職長等に対する安全衛生教育において、教育すべき事項とされている事故時等や異常時における措置には、今回の改正内容も含め、熱中症が疑われる者に対する応急措置が含まれるため、これらの教育の実施に当たっては留意する必要がある。
- 容態が急変する場合があることから、熱中症を生じたおそれがある作業者を一人きりにすることなく、他の作業者等が見守ることが重要である。
- 熱中症については、帰宅後も含め、時間が経ってから症状が悪化することがあるため、事業場における回復の判断は慎重に行うこと。判断に迷う場合には、放置したり、措置を躊躇して先送りにせず、#7119（救急医療相談）等を活用するなど専門機関や医療機関に相談し、速やかに専門家の指示を仰ぐこと。

まとめ・重要なこと

①熱中症の自覚症状を有する作業員や熱中症が生じた疑いのある作業員を発見した者がその旨を報告するための体制を事業場ごとにあらかじめ整備しておくこと、②熱中症の自覚症状を有する作業員や熱中症が生じた疑いのある作業員への対応に関し、事業場の緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先並びに必要な措置の内容及び手順を事業場ごとにあらかじめ作成しておくこと、③当該体制や手順等について作業員へ周知することを事業場に義務付けるものである。

- 熱中症の症状の重篤化を防止するためには、熱中症が生じた疑いのある者について、早期の作業離脱や身体冷却、必要に応じ、医師の診察等を受けさせるための医療機関への搬送を迅速かつ的確に行うこと。
- 作業員に熱中症が生じたことが疑われる場合には、WBGT 値や作業時間等にかかわらず、作成した手順を踏まえ、適切に対処すること。

参考資料・関係サイトなど

【参考資料】令和7年5月20日付け基発 0520 第6号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について」

【関係サイト】



熱中症予防のための
情報・資料サイト



STOP! 熱中症 クール
ワークキャンペーン



環境省
熱中症予防情報サイト



厚生労働省 長野労働局 小諸労働基準監督署

熱中症に関する簡易チェックリスト

確認事項	チェック	その他
① WBGT28 度又は気温 31 度以上の環境下での作業がありますか	☐	
② WBGT 値を把握できますか (測定器での実測、通風のよい屋外作業については天気予報、環境省の運営する熱中症予防情報サイト等の活用等)	☐	
③ ①の作業について、連続1時間以上又は1日4時間を超えますか	☐	
④ 熱中症に関する報告体制を整備していますか (担当者の連絡先や連絡方法を定め、かつ明示することにより、随時報告を受けることができる状態を保つこと等。責任者による作業場の巡視、バディ制の採用、ウェアラブル端末の使用、定期連絡等と組み合わせることが望ましい)	☐	
⑤ 熱中症の症状の悪化防止のための必要な措置の手順を定めていますか (作業着を脱がせて水をかけること、アイスバスに入れること、十分に涼しい休憩所に避難させること、ミストファンを当てること等、緊急連絡網、搬送先となる医療機関の連絡先等)	☐	
⑥ 上記④と⑤の内容を周知していますか	☐	
⑦ 作業現場に飲料水及び塩(スポーツドリンク等)を十分に備え付けていますか	☐	
⑧ 休憩設備を設けていますか (直射日光を遮る、冷房設備の設置、ミストファンの使用などが望ましい)	☐	
⑨ 熱中症に関する応急措置等の教育を行っていますか (雇入れ時教育及び職長教育時等において)	☐	

『熱中症警戒アラート』発表時には、外出をなるべく控え、暑さを避けましょう

自力で水が飲めない、応答がおかしい時は、ためらわずに救急車を呼びましょう!

応急処置をしても症状が改善されない場合は医療機関を受診しましょう

